

第5回（3月）定例会提案事件表（追4）

- 1 議案第176号 市長等の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

市長等の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

市長等の退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 25 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

市長等の退職手当支給条例の一部を改正する条例

市長等の退職手当支給条例（昭和 54 年西宮市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「こえるときは」を「超えるときは、」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次条において準用する西宮市職員退職手当支給条例（昭和 30 年西宮市条例第 2 号）第 7 条第 5 項の規定の適用を受ける者が退職した場合における退職手当の額は、前 2 項の規定により算定した額に、同条例の規定を適用することとした場合に支給される退職手当の額に相当する額を加えた額とする。

第 4 条中「（昭和 30 年西宮市条例第 2 号）第 11 条（第 2 号を除く。）及び」を「第 7 条第 5 項（第 2 号及び第 3 号を除く。）、第 11 条（第 2 号を除く。）、」に改め、「第 18 条まで」の次に「及び第 19 条第 2 項」を、「この場合において」の次に「、同条例第 7 条第 5 項中「第 1 項に規定する職員としての引き続いた」とあるのは「退職手当の算定の基礎となる」と」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

特別職の退職手当の支給について、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○市長等の退職手当支給条例（現行抄）

（退職手当の額）

第 3 条

2 前項の規定による在職月数の計算は、市長等となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その数が48をこえるときは48とする。）による。

（退職手当の支給制限等）

第 4 条 西宮市職員退職手当支給条例（昭和30年西宮市条例第2号）第11条（第2号を除く。）及び第12条から第18条までの規定は、市長等の退職手当の支給について準用する。この場合において、同条例第12条第1項、第13条第1項、第2項及び第3項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項並びに第17条第1項から第5項までの規定中「当該退職に係る退職手当管理機関」とあり、同条例第12条第2項、第13条第4項から第7項まで、第14条第3項、第15条第4項並びに第18条第1項、第2項、第4項及び第7項中「退職手当管理機関」とあり、並びに同条例第13条第2項、第14条第1項第3号、第15条第1項第3号、第17条第1項及び第18条第11項中「当該退職手当管理機関」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。